

都市計画法に基づく

開発許可制度の取扱い基準

平成20年 4月 制定
平成22年 7月 改正
平成25年10月 改正
平成28年 4月 改正
平成29年 4月 改正

甲 賀 市

「開発許可制度の取扱い基準」の位置づけ

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）

（審査基準）

第 5 条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

甲賀市では、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき申請された開発行為の許可等に関して、法令の定めに従って判断するための審査基準を定めています。

次の 2 つの基準は、行政手続法に基づく審査基準としています。

1. 都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準
2. 都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準

本冊子は、上記 1. であり、主に都市計画法に基づく開発許可制度全般に関することを記載したものです。具体的には、開発行為の許可手続き、市街化調整区域における開発許可基準（いわゆる立地基準）等を記載しています。

都市計画法第 33 条の開発許可の基準（いわゆる技術基準）に関する内容は、上記 2. をご覧ください。